

遅延理由書

平成 年 月 日

しましたが、

その際、麻薬及び向精神薬取締法の規定により、

麻薬 者業務廃止届については、15日以内に

提出すべきところ、失念しており今日まで遅延しておりました。

今後は、このようなことがないように十分注意いたしますので寛大なる処置を
お願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

山口県知事 村岡 嗣 政 様